

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

目次

本則

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
総理府、大蔵省、文部省、
厚生省、農林省、通商産業省、
運輸省、郵政省、労働省、
建設省、令第一号）

附則

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
総務省、厚生省、建設省、運輸省、農林省、郵政省、蔵産省、水産省、文商部、労働省、
 令第一号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（対内直接投資等の届出等）</p> <p>第三条 令第三条第一項第三号に規定する上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式は、<u>金融商品取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十六項に規定する金融商品取引所への上場前（上場申請から上場までの間に限る。）</u>又は<u>同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会への登録前（登録申請から登録までの間に限る。）</u>に行われる募集若しくは売出しに係る株式とする。</p> <p>2 7 （略）</p>	<p>（対内直接投資等の届出等）</p> <p>第三条 令第三条第一項第三号に規定する上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式は、<u>証券取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十六項に規定する証券取引所への上場前（上場申請から上場までの間に限る。）</u>又は<u>同法第六十七条第一項に規定する証券業協会への登録前（登録申請から登録までの間に限る。）</u>に行われる募集若しくは売出しに係る株式とする。</p> <p>2 7 （略）</p>

附 則

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。